

D 3 - 2

5 年 保 存 (常)
(令 和 10 年 12 月 31 日 まで)

F N . D 3 - 1 - 2

鹿 交 規 第 1 0 1 号

令 和 5 年 6 月 2 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画許可係	TEL	■
----	-------	-----	---

道路使用許可事務処理要領について（通達）

見出しのことについては、「道路使用許可事務処理要領について（通達）」（令和3年2月3日付け鹿交規第32号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、このたび、鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の改正に伴い、運用の一部を改め、別添のとおり定めたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和5年7月1日から施行し、旧通達は令和5年6月30日限り廃止する。

別添

道路使用許可事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条に規定する道路の使用の許可（以下「許可」という。）及び法第80条に規定する道路の管理者との協議（以下「80条協議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 許可の対象

許可の対象は、法第77条第1項各号に規定する行為で、次に掲げるものとする。

- 1 法第77条第1項第1号に該当するもの（以下「1号許可」という。）
 - (1) 道路の新設，維持，修繕，清掃，改良等の工事又は作業（以下「一般道路工事」という。）
 - (2) 水道管，下水道管，ガス管，電力線，電話線その他の電線類等を収容する管路等の地下埋設若しくはその保守管理等のための工事又は作業（これらのものを収容する共同溝，ケーブル・ボックス等の埋設，その保守管理等を含む。以下「管路埋設工事」という。）
 - (3) 路面電車軌道の新設，維持，修繕，改良の工事又は作業（以下「軌道工事」という。）
 - (4) 地下鉄，地下道，地下街の工事その他これに類する工事又は作業（以下「地下鉄等工事」という。）
 - (5) こ道（線）橋等の架設，改良，修理に伴う工事又は作業（以下「こ道橋工事」という。）
 - (6) 電気，電話，有線放送，ケーブルテレビ，電車等の架空線，その附属物の設置若しくは保守管理に伴う工事又は作業（以下「架空線作業」という。）
 - (7) マンホール等を使用して行うケーブル等の引込み作業，マンホール内の点検，補修等の作業（以下「マンホール作業」という。）
 - (8) 道路上空において，つり足場，ゴンドラ等を使用して行う工事又は作業（以下「ゴンドラ作業」という。）
 - (9) 道路において採血，レントゲン撮影，測量又は測定等を行う作業（以下「採血等作業」という。）
 - (10) 道路において資器材の搬出入，生コンクリートの打設等を行う作業（以

下「搬出入等作業」という。)

(11) その他道路を使用して行う工事又は作業

2 法第77条第1項第2号に該当するもの（以下「2号許可」という。)

(1) 石碑，銅像，広告塔，飾り塔等の設置

(2) 公衆電話ボックス，郵便ポスト等の設置

(3) 電柱，ケーブル柱，これらに架する電線類等の設置

(4) 街路灯，道路照明灯等の設置

(5) 消火栓，給水栓，消防水利，消防用水槽等の設置

(6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示施設の設置

(7) 路面電車停留場の標示施設の設置

(8) 路線バス停留所のベンチ，待合施設等の設置

(9) 路線バス停留所等の上屋の設置

(10) アーケードの設置

(11) アーチの設置

(12) 家屋に取り付ける日よけの設置

(13) 上空通路の設置

(14) パイプその他の上空工作物の設置

(15) 舞台，やぐら等の設置

(16) 建築作業用工作物の設置

(17) 立看板，掲示板その他の広告板の設置

(18) 電柱等への添架広告物の設置

(19) 取付け看板，標灯等の設置

(20) 横断幕の設置

(21) 小旗，提灯，造花，飾灯その他の飾り付けの設置

(22) 歩行者，車両の運転者等に情報を連絡し，又は提供するための装置，施設等の設置

(23) その他道路上又は道路の上空における(1)から(22)までに類する工作物の設置

3 法第77条第1項第3号に該当するもの（以下「3号許可」という。)

(1) 露店及び屋台店

(2) 靴修理及び靴磨きの類

(3) 商品棚，商品台又は宣伝用陳列棚の類

(4) その他道路における(1)から(3)までに類似する行為

4 法第77条第1項第4号の規定により鹿児島県道路交通法施行細則第21条（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあつては，公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のため

にするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。)に規定されているもの(以下「4号許可」という。)

- (1) 道路に、みこし、だし等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他の集団行進(学生、生徒及び園児の遠足、葬列等の行列を除く。)をすること。
- (4) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (5) 道路において、消防、避難、救護、その他の訓練を行うこと。
- (6) 道路において、旗、のぼり、看板、その他これに類する物を持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な服装をして広告又は宣伝をすること。
- (7) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通の頻繁な道路において、広告、宣伝等のため印刷物等を散布し、又は通行する者にこれを交付すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

第3 許可の申請者

許可の申請者は、1号許可については、工事又は作業(以下「工事等」という。)を行おうとする者又は当該工事等の請負人であって、当該工事等の全般を管理している者(法人の場合はその代表者)とし、2号許可から4号許可までについては、当該行為を行おうとする者(法人又は団体の場合はその代表者)とする。

第4 許可の申請手続等

1 道路使用許可申請書の提出時期

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)に規定する道路使用許可申請書(以下「申請書」という。)の提出時期は、原則として、当該道路使用開始日の3日以前とする。

2 申請書の提出先

(1) 申請書の提出先

申請書は、当該申請に係る道路使用の場所を管轄する警察署長(幹部派出所長を含む。)又は高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」と

いう。)に提出するものとする。

(2) 申請の特例

ア 2以上の警察署長等の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が、同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長等の管轄にわたる場合は、原則として出発地又は主たる場所（マラソン、パレード等にあつては出発地）を管轄する警察署長等に対して申請するものとする。

イ 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

道路使用の許可行為に係る場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの公安委員会の管理に属する警察署長等に対して申請するものとする。この場合において、当該道路使用の許可行為が他県から移動してくるマラソン、パレード等の場合は、原則として最初に入県することとなる場所を管轄する警察署長等に対して申請するものとする。

ウ 道路占用許可と競合する場合

(ア) 許可の対象となる行為が、同時に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は同条第3項の規定の適用を受けるものである場合は、当該道路の管理者を経由して申請書を提出することができる。

(イ) 警察署（幹部派出所を含む。）又は高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の窓口で道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に規定する道路占用許可申請書及び申請書を一括受理した場合は、当該道路の管理者に対し、速やかに道路占用許可申請書を郵送又は特使等により送付すること。

(ウ) 法第79条及び道路法第32条第5項に基づく協議については、文書協議を原則とする。

なお、緊急性を有するものについては、口頭協議が予想されるので電話受発用紙等で内容を明らかにしておくこと。

3 申請に必要な書類

(1) 申請書の提出部数

申請書の提出部数は、1号許可及び2号許可については3部、3号許可及び4号許可については2部とする。

(2) 申請書の添付書類

申請書に添付する書類は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、道路使用の形態に応じて、その一部を省略することができる。

ア 1号許可

(ア) 当該申請に係る行為の場所の位置図

- (イ) 当該申請に係る行為の場所及びその周辺の見取図
- (ロ) 当該申請に係る行為の範囲を明示した見取図及び道路断面図
- (ハ) 当該申請に係る行為の方法、形態を具体的に説明する資料（図面、設計書、計画書等）
- (ニ) 当該申請に係る行為を行う道路及びその周辺道路の状況並びに交通量調査結果を記載した書面
- (ホ) 他の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とするときは、その許認可書又は確認書若しくはその写し
- (ヘ) 当該申請に係る行為の現場保安施設の設置状況及び保安要員の配置図

イ 2号許可

- (ア) 工作物の設置をしようとする場所の位置図
- (イ) 工作物の設置の状況を示す見取図（平面図、正面図、側面図）
- (ロ) 設置しようとする工作物の設計書及び図面
- (ハ) アの1号許可に掲げる(エ)から(キ)までの書面

ウ 3号許可

- (ア) 露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出す場所及びその周辺の見取図
- (イ) 露店等の形態を記載した図面
- (ロ) 他の法令等による許認可等を要するものについては、その許認可書の写し

エ 4号許可

- (ア) 当該申請に係る道路使用の計画書
- (イ) 当該申請に係る道路使用の対象となる道路及びその周辺の見取図
- (ロ) 当該申請に係る道路使用の形態を記載した図面
- (ハ) 自主整理員の配置計画及び配置図（ガードマンと一般人を区分）
- (ニ) 道路の通行止規制を伴う申請については、う回路対策と規制広報計画

4 申請書受理に当たっての配意事項

警察署長等は、申請書の提出を受けたときは、次の事項について確認し、所定の様式で内容が具備されている場合は、これを受理するものとする。

なお、内容等が具備されていない場合は、当該申請者に対し、相当の期間を定めて申請内容の補正を求め、又は当該申請の受理を拒否しなければならない。この場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条により処理すること。

- (1) 申請内容は、第2に規定する許可の対象行為であるか。

- (2) 申請者は、第3に規定する者であるか。
- (3) 申請書は、所定の様式のものを使用しているか。
- (4) 申請書の記載事項は、充足しているか。
- (5) 当該申請に必要な添付書類が具備されているか。

5 審査基準及び標準処理期間の公表

申請者から、行政手続法第5条に定められている審査基準及び第6条に定められている標準処理期間の公表を求められた場合は、これに応じること。

6 事前相談等の取扱い

許可申請の受理前に、申請者等から事前相談又は問合せがあった場合は、これに対し必要な行政指導を行うとともに、特異重要なものについては、その経過を明らかにしておくこと。

7 行政手続法に基づく行政指導

警察活動における典型的な行政指導としては、「公安委員会、警察署長等の許可の申請を行おうとする者に対する事前指導」、「法令に規定されている義務を履行していない者に対して、改善命令等の処分をする前に行う自主的な改善を促す行為」があるが、その方式は、行政手続法第2条第6号の規定に基づいて行うこと。

第5 審査

1 許可の判断基準

警察署長等は、申請書を受理したときは、法に規定する許可基準及び別添の審査基準に適合するか否かを審査し、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 許可件数及び期間の基準

(1) 許可件数の基準

ア 許可件数の原則

許可は、原則として道路を使用する一つの行為について1件の許可として取扱うこと。

イ 例外的な取扱い

(ア) 連続する同種の行為の取扱い

法第77条第1項各号に該当する行為のうち、電柱、マンホール、ケーブルテレビ架空線の各家庭への引込み等工事を連続して行う場合のように、形式的には2以上の行為に当たる行為であっても、原則として、同一の申請者が同一警察署等の管内の場所的に近接した道路において時間的に連続して同一の行為を行う場合については、道路使用の場所、区間、期間、時間を限定した上で、包括して1件

の許可として取扱うことができる。

(1) 競合する行為の取扱い

電柱等の工作物を設置する工事を行う場合のように、同一の申請者が同一目的で2以上の異なる道路使用行為を行うこととなる場合であって、一つの道路使用行為が他の道路使用行為の前提とみなされる場合又は他の道路使用行為に付随する行為で一般交通に与える影響が極めて少ない場合には、包括して1件の許可として取扱うことができる。

(2) 許可期間の基準

許可期間の基準については、行為の目的、場所、方法又は形態が、「一過性のものか。反復性のものか。」、「一時的なものか。継続的なものか。」、「固定性のものか。移動性のものか。」等を考慮し、別表の道路使用許可の期間に関する基準のとおりとする。

(3) 許可の再申請

当該道路使用に係る許可期間の経過後はその効力が失われることになるので、引き続き許可を必要とする場合は、新たに道路使用許可申請を行わせるものとする。

3 関係者との協議

(1) 2以上の警察署長等の管轄にわたる場合

警察署長等は、申請書を受理した場合において、当該行為に係る場所が他の警察署長等の管轄にわたる時は、関係警察署長等に協議しなければならない。

なお、許可したときは、当該許可証の写し等一件書類を関係警察署長等に通報するものとする。

(2) 2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

警察署長等は、申請書を受理した場合において、当該許可の対象となる行為に係る場所が、他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるときは、交通規制課を通じ、(1)と同様の措置をとるものとする。

(3) 道路占用許可と競合する場合

警察署長等は、許可の申請に係る行為が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路交通法第79条による協議書（別記第1号様式）により、当該道路の管理者と協議しなければならない。ただし、既に当該道路の管理者の了承を得ている場合はこの限りでない。

4 警察本部長に対するりん議

警察署長等は、法第77条の道路使用の許可又は法第80条の協議に当たっ

て重要なものについては、道路使用の許可（協議）等についてのりん議書（別記第2号様式）により、交通規制課長を經由して警察本部長にりん議するものとする。

なお、りん議の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 幹線道路（高速道路及び自動車専用道路を含む。）、繁華街の道路等交通頻繁な道路における工事等で交通上の影響が著しいもの又は交通規制を伴うもので著しく交通の妨害となるおそれのあるもの。

なお、幹線道路とは、次に掲げる道路を言う。

ア 主として、地方生活圏又は主要な都市圏域の骨格を構成するとともに地方生活圏相互を連絡する道路で、地方部にあつてはトリップ（旅行時間）長が長く交通量も多い道路をいい、都市部にあつては交通量が多くトリップ長が長・中である道路をいう。

イ 地方部にあつては、主として、地方生活圏内の二次生活圏の骨格を構成するとともにアを補完して二次的生活圏相互を連絡する道路で、トリップ長が比較的長く交通量も比較的多い道路をいう。都市部にあつては、その骨格及び近隣住宅区の外郭となる道路で、トリップ長が中・短で交通量も比較的多い道路をいう。

- (2) アーケード、上空通路等上空工作物の新設又は改造
- (3) 大規模な集団行進、パレード、路上競技、イベント及び2警察署等以上にわたる通行の禁止、制限を伴う社会的影響の大きい行為並びに2以上の公安委員会の管轄にわたる行為
- (4) 道路管理者の道路情報管理施設の設置工事
- (5) 電線類の地中化工事又はケーブル・ボックスの埋設工事
- (6) (1)から(5)のほか、審査基準により難しいもの又は許可の取扱い及び可否について疑義があるもの。

5 条件の付与

警察署長等は、許可の申請があつた場合において、法第77条第3項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付そうとするときは、審査基準を参考に必要な条件を付すものとする。

6 不許可処分又は一部不許可処分

警察署長等は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が法第77条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、不許可処分又は一部不許可処分を行うものとする。この場合において、後日審査請求及び取消し訴訟が提起される場合に備えて、処分の適法性を疎明する資料を準備しておかなければならない。

第6 道路使用許可証（以下「許可証」という。）の交付

1 許可証の作成

- (1) 許可証は、申請書の「道路使用許可証」欄への記載及び押印により作成する。
- (2) 許可条件を別紙に記載した場合は、許可証と「契」という印で割印をする。
- (3) 許可証には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示事項を必ず記載する。

2 許可証の交付

- (1) 許可証は、できる限り申請者本人に交付する。
- (2) 許可証の交付年月日、受領者等の必要事項を道路使用許可申請処理簿（別記第3号様式）に記載し、処理のてん末を明らかにする。

3 許可証の再交付

- (1) 法第78条第5項に規定する許可証の再交付の申請は、施行規則第12条に定める別記様式第8の再交付申請書及び当該許可証を提出して行うものとする。ただし、当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、当該許可証を提出することを要しない。
- (2) 警察署長等は、再交付の申請を受理したときは、審査の上、許可証を再交付するものとする。

4 許可証の携帯掲示

法は、許可証の携帯について明文の規定をしていないが、許可証は許可のあったことを公に証明する証書としての性質を有するものであるから、許可後の適正使用、許可条件の履行等の確認、指導のためにも、申請者に許可証を携帯するよう指導する必要がある。実務的には、道路使用許可条件とは別に、指導事項として記載する。

第7 80条協議

- 1 警察署長等は、道路管理者から法第80条の協議を受けたときは、審査基準に従って当該工事等の時期、方法、工事等を行う場合における道路交通に対する措置等について検討し、必要な条件を付して道路交通法第80条による協議の回答書（別記第4号様式）により回答するものとする。
- 2 緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、文書による協議に要する期間内に終了する工事等の一部であって、文書による協議に要する期間内に行われるものに限り、口頭による協議を受理し回答を行うことができる。

第8 手数料の徴収

- 1 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号。以下「手数料

徴収条例」という。)第2条第1項の規定による手数料の徴収については、手数料徴収条例第4条に基づく鹿児島県手数料徴収条例施行規則(平成12年鹿児島県規則第89号)に特別の免除規定がない限り、当該許可の申請時において申請者から徴収し、既に納付を受けた者から事後申請の撤回があった場合においても返還しないものとする。

2 手数料の徴収は、第5の2に従い、1件ごとに行うものとする。

第9 許可証の記載事項変更届の受理

1 法第78条第4項に規定する許可証の記載事項の変更の手続は、施行規則第11条に定める別記様式第7の道路使用許可証記載事項変更届及び当該許可証を提出して行うものとする。

2 警察署長等は、許可証の交付を受けた者から、道路使用許可証記載事項変更届を受理した場合は、行為の同一性が認められるものかどうか次の事項について審査しなければならない。

(1) 許可の申請者

(2) 許可に係る道路使用の範囲及び方法

(3) 許可に係る日時 of 道路又は交通の状況

3 警察署長等は、2により審査した結果、行為の同一性が認められる場合には、当該許可証に変更に係る事項を記載するものとし、同一性が認められない場合には、新たに許可の申請を行うよう教示するものとする。

第10 許可条件等の変更

1 法第77条第4項に規定する許可条件の変更手続

許可条件を変更し、又は新たに条件を付すべき特別な必要が生じたときはその理由及び条件の内容を明示した道路使用許可の条件変更通知書(別記第5号様式)を申請者に交付するとともに、道路使用許可申請処理簿にその経過を記載するものとする。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるもので、道路管理者に条件を通知している行為については、あらかじめ道路使用許可の条件変更連絡書(別記第6号様式)を道路管理者に送付するものとする。

2 80条協議を受けた場合における協議条件の変更手続

警察署長等は、協議の成立後に協議の条件を変更する必要が生じたときは、道路管理者に対し、速やかに道路工事等協議の条件変更通知(別記第7号様式)により通知するとともに、変更に係る事項について再協議するものとする。

第11 許可の取消し等

1 法第77条第5項に規定する許可の取消し又はその効力の停止の手続

(1) 許可条件に違反したとき、又は道路における危険を防止し、その他交

通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じた場合においてその許可を取消し又はその許可の効力を停止しようとする場合には、当該処分を必要とする理由を明らかにしておくこととし、許可条件に違反した者に対しては弁明通知書（別記第8号様式）を交付し、当該処分に係る者又はその代理人から当該許可条件違反についての弁明を聴取するとともに、写真又は見取図により条件違反の状態を明らかにした報告書を作成しておくものとする。

- (2) 許可の取消し又はその効力の停止は、当該処分に係る者に対し、道路使用許可の取消し・効力停止通知書（別記第9号様式）を交付するとともに既に交付した許可証を返納させること。この場合において、当該許可が道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受けるものであるときは、道路使用許可の取消し・効力停止連絡書（別記第10号様式）を速やかに道路管理者に送付するものとする。
- (3) 許可の協力の停止の期間は、条件違反を是正して交通の危険又は妨害を排除するために必要な日数と将来条件違反を犯さないために必要な準備日数を加えたもの又は効力を停止しなければならない理由が解消するまでに要する期間とする。

2 80条協議に対する回答の撤回の手續

道路管理者が行う道路の維持、修繕その他の管理のための工事又は作業のうち既に協議が整ったものについて、道路管理者が整った協議内容に違反した場合においては、1に準じて当該道路管理者からの弁明を聴取し、写真又は見取図により違反の状態を明らかにした報告書を作成して、道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書（別記第11号様式）を交付するものとする。

第12 許可判断要素，条件履行状況の調査，確認

1 許可判断要素，条件履行状況の調査，確認

警察署長等は、許可申請を受理したときは、許可判断要素，条件履行状況について調査，確認しなければならない。ただし、警察署長等が交通に与える影響が少ないため、調査又は確認の必要がないと認めたものは、これを省略することができる。

2 調査，確認をしなければならない事項

(1) 許可判断要素

- ア 道路使用の方法及び形態の適否
- イ 他の道路使用許可との競合の有無
- ウ う回路の状況
- エ 交通量

オ 他の法令による許認可の有無

(2) 許可事項及び条件の履行状況

ア 当該許可に係る道路使用の場所又は区間の遵守状況

イ 当該許可に係る道路使用の期間及び時間の遵守事項

ウ 歩行者又は車両を安全かつ円滑に誘導するための措置状況

エ 路面の履工，埋め戻し及び清掃状況

オ 現場責任者の管理体制

カ その他当該条件に付した条件の遵守状況

3 警察署長等の措置

警察署長等は，2の事項に関し調査又は確認を行った結果，許可条件違反，法令違反等を認めた場合には，道路における危険を防止し，又は交通の安全と円滑を図るため，必要な措置をとるものとする。

第13 原状回復状況の調査，確認

1 原状回復状況の調査，確認

警察署長等は，法第77条第7項の規定により許可を受けた者が講じなければならないとされている道路の原状回復措置について，その状況を調査し，又は確認しなければならない。ただし，警察署長等が交通に与える影響が少ないと認めたものについては，これを省略することができる。

2 調査又は確認をしなければならない事項

(1) 路面の回復状況

(2) 道路標識，道路標示及び信号機等の回復状況

(3) 資器材の撤去状況

(4) その他道路における交通の危険回復状況

3 警察署長等の措置

警察署長等は，2の事項に関し調査又は確認を行った結果，原状回復措置がとられていないとき，又は不十分で交通の安全と円滑に支障があると認める場合は，道路における危険を防止し，又は交通の安全と円滑を図るため，必要な措置をとるものとする。

第14 許可に関する資料の整理，保管

警察署長等は，法第77条第1項の規定により許可を行ったとき，又は法第80条の規定により協議回答を行ったときは，当該許可等に係る行為の種類に応じた道路使用許可申請処理簿又は協議書台帳（別記第12号様式）を作成して，常にその状況を明らかにしておかななければならない。

第15 関係者からの協議の受理及び取扱い

1 他の警察署長等からの協議

警察署長等は，他の警察署長等から自署の管轄にわたる許可に関する協

議を受けたときは、必要な調査を行い、許可の条件その他の意見を付して当該警察署長等に回答するものとする。

2 道路管理者からの協議

警察署長等は、道路管理者から道路法第32条第5項の規定による協議を受けたときは、審査基準に従って当該協議に係る行為の審査を行い、許可の適否及び必要な条件を道路法第32条第5項による協議の回答書（別記第13号様式）により当該道路管理者に回答するものとする。

第16 事務の委託

1 鹿児島県交通安全活動推進センターへの委託

(1) 警察署長等は、法第108条の31第2項第7号に基づき、1号許可及び2号許可のうち必要と認めるものについて、次に掲げる事項を鹿児島県交通安全活動推進センター（以下「推進センター」という。）に委託するものとする。

ア 許可の申請に係る場所及びその周辺地域における道路及び交通の状況その他許可の判断に必要な調査

イ 許可事項及び条件の遵守状況の調査又は確認

ウ 原状回復状況の調査又は確認

エ 許可に関する資料の整理及び保管並びに情報の提供

オ その他道路使用許可に関する調査

(2) 推進センターへの委託業務実施要領等必要な事項については、別に本部長が定める。

2 警察署長等の措置

警察署長等は、1により推進センターに事務を委託した場合において、推進センターの調査結果に基づき再調査が必要な場合には、申請者又は許可を受けた者から事情を聴取して、許可若しくは不許可を判断し、又は許可に必要な条件を付するほか、道路における危険を防止し、若しくは交通の安全と円滑を図るために必要な措置をとるものとする。

第17 現地調査員の任命に伴う警察署長等の同意

1 警察署長等は、推進センターの長（以下「受託者」という。）から、道路使用許可調査員任命に対する同意願書（別記第14号様式。以下「同意願書」という。）により調査員の任命について同意を求められた場合は、審査の上、意見を付し、本部長の同意を得て受託者に回答するものとする。この場合において、同意願書2通、履歴書1通及び写真1葉があるか確認すること。

2 本部長は、前項の同意願書により同意を求められた場合は、審査の上、意見を付して警察署長等に回答するものとする。

- 3 警察署長等は、受託者から調査員の道路使用許可調査員辞任届（別記第15号様式）により調査員の辞任について届出を受けた場合は、確認の上、意見を付して受託者に回答し、その写しを本部長に送付するものとする。

第18 道路使用者会議

- 1 警察署長等は、道路使用の適正化を図るため必要がある時は、道路における工事等を定期的又は頻繁に行う公益事業者、道路管理者、建設業者、鉄道等の建設業者等を構成員とする道路使用者会議（以下「会議」という。）を設置することができる。
- 2 会議は必要がある時に開催し、道路使用の方法、安全対策の指導、道路使用の事前調整等を行い、道路使用の適正化を図るものとする。

第19 報告

- 1 警察署長等は、不許可処分、一部不許可処分、許可の取消し若しくはその効力の停止又は80条協議に対する回答撤回のそれぞれをしようとするときは、交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 2 警察署長等は、毎月ごとの許可及び80条協議に係る事務の処理状況を、翌月10日までに道路使用許可取扱状況報告書（別記第16号様式）により本部長に報告するものとする。
- 3 警察署長等は、道路使用の許可又は80条協議をした現場において、人の死傷を伴う交通事故が発生したときは、速やかに道路使用許可現場における交通事故発生報告書（別記第17号様式）により交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。

別添

審 査 基 準

第 1 1 号許可の審査基準

1 一般道路工事

(1) 道路の使用範囲及び工事方法

一般道路工事は、次に掲げる基準により施工するものであること。ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものについては、その都度、当該道路の管理者と協議して定めるものとする。

ア 上・下水道管，ガス管又は電力線その他の電線類等を収容する管路等，道路の地下における埋設物の有無を事前に確認しているものであること。

イ 道路の全幅にわたる工事は，原則として片側の有効幅員を確保し分割して施工するものであること。ただし，工事の規模，性格等により，これにより難しい場合はこの限りでない。

ウ やむを得ない場合を除き，通行止めにより工事を施工するものではないこと。

エ 工区が長区間にわたる場合は，1工区を市街地でおおむね50メートル以内，その他の場所ではおおむね100メートル以内とし，数工区を同時に着工する場合は，工区の間隔を市街地ではおおむね200メートル以上，その他の場所ではおおむね100メートル以上とするものであること。

オ 車両や人の出入りする場所に近接して工事を施工する場合は，その出入りのために必要な通路を設けるものであること。

カ 歩行者の安全を確保するため，歩道上で行う工事は0.75メートル以上の幅員を有する通路を設けるものであること。

キ 工区前後の見やすい地点に，道路標識・区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）に定める「道路工事中」の警戒標識を設置し，夜間はこれに60ワット以上の白色照明灯を施すとともに，工区の両端に工事標示板，照明装置，標示柵等の保安施設を設置するものであること。

ク 夜間，掘削現場は，おおむね20メートル間隔で100ワット以上の白色照明灯を施すとともに，工区の両端及び周囲には，おおむね2メートル間隔で赤色警光灯を設置するものであること。

ケ 電源引き込みが困難，その他やむを得ない理由で照明装置が設置できないときは，警戒標識，標示柵等の保安施設に反射材を施し，

その基部に赤色警光灯を点灯するものであること。

- コ 工事資材、残土等は、許可を受けた範囲内に整頓し倒壊等の防止措置を講ずるとともに、夜間はこれに照明を施すものであること。
- サ 交差点における工事は、各道路の幅員の2分の1以上を通路として確保しているものであること。ただし、分割施工が不可能な場合は、夜間等交通の閑散なときに施工し、工事時間以外は、路面覆工板等により通路を仮復旧するものであること。
- シ 通行止めにより施工する工事は工区の両端及びう回地点に、片側交互通行により施工する工事は工区の両端に、それぞれ必要数の交通誘導員を配置するものであること。
- ス 夜間工事に際しては、交通誘導員及び工事の従事員に反射材を施した装備品を着用させるものであること。
- セ 工事の進展に伴い、不要となった資材、残土等は、速やかに整理するものであること。
- ソ 工事に伴い、道路標識、道路標示、その他の交通安全施設を移設し、若しくは一時撤去する必要が生じ、又は破損し、若しくは汚損したときは、所轄警察署長等の指示を受けて確実に原状回復措置を講じるものであること。
- タ 工事に伴う通行制限については、あらかじめ道路利用者及び地域住民に対し、通行制限、う回路対策等の事前承諾及び広報措置を講ずるものであること。

(2) 施工時間及び時期

工事の場所、その付近における時間的又は季節的な交通状況、工事の規模、性格等から総合的に判断して、交通の安全と円滑に与える影響が最小限となる時間又は時期で、次の基準に該当するものであること。ただし、工事の内容、現場周辺の交通の状況等を十分に検討した結果、瞬間的に発生する混雑の程度が受認できる範囲であり、かつ、工事期間を通じて発生する混雑の総量が小さくなると評価できる場合は、施工者側の意向及び施工能力を踏まえつつ、工事期間を短縮できるような条件の付与を行うなど、弾力的な運用に努めるものとする。

ア 夜間に施工するもの

次に掲げるものは、原則として夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）に行うこととし、工事を行う時間以外は路面を復旧又は覆工して、交通の妨害とならないようにするものであること。

(ア) 幹線道路や繁華街の道路等交通頻繁な道路での工事。ただし、

簡易な工事で短期間に終了するものについてはこの限りでない。

(イ) 踏切及びその前後30メートル以内の道路での工事。ただし、交通閑散な場所においてはこの限りではない。

(ウ) 車両の通行止めの交通規制を伴う工事又は近くに回路がない場合等で著しく交通の妨害となる工事

イ 昼夜連続して施工するもの

次に掲げるものは、原則として昼夜連続して行うことができる。

(ア) アに掲げる工事で、昼間に路面を復旧し、又は覆工することが技術的に困難な工事

(イ) 著しく交通の妨害となるものではあるが、公共性が高い等の理由により、短期間に完成される必要がある工事

2 管路埋設工事

(1) 道路の使用範囲及び工事方法

第1の1の(1)の規定によるほか、次の基準によること。

ア 掘削場所は、工事を行う時間以外は交通の妨害とならないよう路面の復旧又は覆工を行うものであること。

イ 覆工資材は、車両の通行に十分に耐え得る強固なものとし、覆工板を用いるときは車両がスリップすることのないよう滑り止め等の必要な措置を講ずるものであること。

ウ 覆工板は、相互に緊結して移動しないようにするとともに、覆工板相互及び路面の取り付けについては、交通の障害とならないよう高低なく、なじみよくするものであること。

(2) 施工時間

第1の1の(2)の規定を準用する。

3 軌道工事

(1) 道路の使用範囲、工事方法

第1の2の(1)の規定によるほか、次の基準によること。

ア 工事は交通の妨害とならないよう、原則として軌道敷内で行うものであること。ただし、軌道敷の分岐点、交差点等でやむを得ない場合はこの限りでない。

(2) 施工時間

第1の1の(2)の規定を準用する。

4 地下鉄等工事

(1) 道路の使用範囲及び工事方法

第1の2の(1)の規定のほか、次の基準によること。

ア 工事は、原則として交通の妨害が最小限となるよう現在の車線数

を確保して行うものであること。

イ ホッパーは、原則として交差点又は横断歩道から10メートル以内の場所その他交通の妨害となる場所に設置するものでないこと。

ウ ホッパーの幅は、原則として6メートル以内、ホッパーを囲む板塀の長さは12メートル以内のものであること。

(2) 施工時間

第1の1の(2)の規定を準用する。

5 公道橋工事

(1) 道路の使用範囲及び工事方法

第1の2の(1)の規定によるほか、次の基準によること。

ア 工事の足場、けた受け台及び落下物の防護施設の下端の路面からの高さは4.5メートル以上のものであること。ただし、工事の場所又は技術上の理由等によりやむを得ないと認められ、かつ、交通の妨害となるおそれがないときは、4.5メートル未満とすることができる。この場合においては、歩行者、車両の運転者に注意を喚起するため、その高さを表示した標示板を見やすい箇所に掲出するものとする。

イ 工事の足場、けた受け台、落下物の防護施設及びアの標示板は、夜間においても確認できるよう反射材を用いたものか照明装置が取り付けられているものであること。

ウ けた受け台は、原則として車道に置かないものであること。ただし、やむを得ない場合には、交通の妨害とならないような方法で車道上に置くことができる。

エ 工事の現場においては、工事用資器材が道路上に落下することのないよう防護ネットを張るなど防護施設を設けるものであること。

(2) 施工時間

第1の1の(2)の規定を準用する。

6 架空線作業

(1) 道路の使用範囲及び作業方法

ア 架空線の作業区間は必要最小限のものとし、可能な限り分割して行うものであること。

イ 作業のため、はしご、柱などを使用する場合は、路端又は歩道上の端に置くものであること。ただし、作業の性格上やむを得ないと認められる場合には、車道上に置いて行うことができる。

ウ 作業の現場においては、作業用資器材等が道路上に落下することのないよう防護措置をとるとともに、作業の直下地点及びその周辺

の道路上には，歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため，十分な保安施設を設置し，又は保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものであること。

7 マンホール作業

(1) 道路の使用範囲及び作業方法

ア 一つのマンホールについて使用する道路の範囲は，長さ3メートル，幅1.5メートル以内のものであること。ただし，ケーブルの引き込み作業等作業の性格，規模等から車両，資器材をマンホール周辺に配置して行う必要があると認められる作業については，それらを配置するスペースを確保して行うことができる。

イ 作業に際しては，歩行者又は運転者の安全を確保するため必要な保安施設を設置し，又は保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものであること。

8 ゴンドラ作業

(1) 道路の使用範囲及び作業方法

ア 作業に使用するゴンドラ又はつり足場（以下「ゴンドラ等」という。）は，労働基準監督署長の設置認可を受けたものであること。

イ 作業に際しては，事前にゴンドラ等の本体及び取り付け各部の装置を十分に点検するものであること。

ウ 作業の現場においては，ゴンドラ等の本体，作業用資器材，洗剤，汚水等が，道路上に落下し，又は飛散することのないよう防護措置を講じるとともに，作業の直下地点及びその周辺の道路上には，歩行者及び車両の運転者の安全を確保するため，必要な保安施設を設置し，又は保安要員を配置するものであること。

エ 作業中以外の時間に，ゴンドラ等のほかその他の物件を道路の上空に懸垂し，又は道路上に置くものでないこと。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものであること。

9 採血等作業

(1) 道路の使用範囲及び作業方法

ア 作業は，路外にスペースがない場合又は作業の性格上道路上で行うことがやむを得ない場合に限るものとし，必要最小限のものであること。

イ 作業に際しては，歩行者又は車両の安全を確保するため必要な保

安施設を設置し，又は保安要員を配置するものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものであること。

10 搬出入等作業

(1) 道路の使用範囲及び作業方法

第1の9の(1)の規定によるほか，次の基準によること。

ア 資器材の搬出入，生コンクリート打設等の作業のために道路を使用する時間は必要最小限度とし，作業終了後は，直ちに車両等を移動するとともに，必要に応じ道路の清掃を行うなど，交通に及ぼす影響が最小限となるものであること。

(2) 作業時間

原則として昼間において行うものであること。

11 その他道路を使用して行う工事等

(1) 道路の使用範囲及び作業方法

第1の1から10の規定によるほか，次の基準によること。

ア 道路を使用することがやむを得ないと認められること。

イ 著しく交通の妨害又は危険のおそれがないこと。

(2) 工事又は作業時間

原則として，交通頻繁な時間帯に行うものでないこと。

第2 2号許可の審査基準

1 石碑等の設置

(1) 設置場所は，原則として交通の妨害とならない道路広場，橋詰広場等の場所であること。ただし，公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。この場合においては，次の基準によること。

ア 法敷のある道路においては，原則として法敷に設置するものであること。

イ 歩車道の区別のある道路においては，原則として歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し，歩車道の境界寄りに設置するものであること。

ウ 歩車道の区別のない道路においては，原則としておおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し，側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに，側溝のない場合は路端寄りに，それぞれ設置するものであること。

(2) 設置する場所は，法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただ

し、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。

- (3) 道路標識，信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として，道路に接する土地の利用に支障を及ぼすような箇所に設置するものでないこと。
- (5) 風雨，地震等により，又は人が寄りかかるなどして工作物が破損，倒壊，飛散し，歩行者，車両の運転者の安全を脅かすおそれのないものであること（他の工作物についても同様とする。以下同じ。）。

2 公衆電話ボックス等の設置

- (1) 設置する場所は，原則として交通の妨害とならない道路広場，橋詰広場等の場所であること。ただし，公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
 - ア 法敷のある道路においては，原則として法敷に設置するものであること。
 - イ 歩車道の区別のある道路においては，原則として歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し，歩車道の境界寄りに設置するものであること。
 - ウ 歩車道の区別のない道路においては，原則としておおむね6.5メートル以上の有効残余幅員を確保し，側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに，側溝のない場合は路端寄りに，それぞれ設置するものであること。
- (2) 設置する場所は，法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし，交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは，この限りでない。
- (3) 道路標識，信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (4) 原則として，道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (5) 公衆電話ボックスの出入口は，路端又は道路の中央に面しない側面に設け，扉を開いた場合にその先端が公衆電話ボックスの側面より出ないものであること。
- (6) ポール式公衆電話は，原則として既設の電柱等に添加するとともに車両の進行方向に対面して利用するように設けるものであること。
- (7) 原則として，広告の類を表示するものでないこと。

- (8) 公衆便所，消防機器格納施設，送電用変圧塔及び開閉塔並びに各種配電管施設の類は，原則として道路広場，橋詰広場等交通の妨害とならない場所に設置するものであること。ただし，公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められる場合は，その都度，当該道路の管理者と協議して定めるものとする。

3 電柱等の設置

- (1) 法敷のある道路においては，原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては，原則として歩道上におおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し，歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては，原則として，おおむね4メートル以上の有効残余幅員を確保し，側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに，側溝のない場合は路端寄りに，それぞれ設置するものであること。
- (4) 設置する場所は，交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分以外の場所であること。ただし，交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは，この限りでない。
- (5) 道路標識，信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (6) 原則として，道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (7) 電柱等は，できるだけ並立を避け，これらに架する電線，電話線，ケーブル線は，努めて共架するものであること。
- (8) 電柱等に架する電線，電話線，ケーブル線の路面からの高さは，車道においては5メートル以上，歩道においては3メートル以上であること。

4 街路灯等の設置

- (1) 法敷のある道路においては，原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては，原則として歩道上におおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し，歩車道の境界寄りに設置するものであること。ただし，分離帯のある道路においては，分離帯に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては，原則としておおむね4メートル以上の有効残余幅員を確保し，側溝のある場合は側溝の縁石の道路

側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。

- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) アーム式の突出部及び灯柱側方に突き出されている装飾灯等の下端の路面からの高さは、車道にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上で、その出幅は原則として柱から2メートル以内のものであること。
- (7) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。ただし、商店会等の団体が、その区域内の道路照明を目的として設置する街路灯等にあっては、商店会等の団体名を表示した看板を取り付けることができる。
- (8) 光源の色彩は、赤・青・黄の原色を用いず、かつ、装置は点滅式でないこと。

5 消火栓等の設置

- (1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上に、おおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。この場合において、消火栓、消防用水利、消防用水槽の標識（以下「消火栓標識等」という。）の突出方向は路端方向であること。ただし、分離帯のある道路においては、分離帯に設置することができる。
- (3) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね4メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。この場合において、消火栓標識等の突出方向は道路の中央方向とすること。
- (4) 設置する場所は、法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- (5) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (6) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設

置するものであること。

- (7) 消火栓標識等の形状は直径0.6メートル以内の円形とし、標識部分の下端は、車道においては路面から4.5メートル以上、歩道においては2.5メートル以上のものであること。
- (8) 消火栓及び消防水利の標識は、交通の妨害となるものでない限り消火栓の設置位置からおおむね5メートル以内に設置するものであること。
- (9) 原則として広告の類を表示するものでないこと。

6 路線バス停留所等標示施設の設置

- (1) 歩車道の区別のある道路においては、原則として歩道上におおむね1メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩車道の境界寄りに設置するものであること。
- (2) 歩車道の区別のない道路においては、原則としておおむね4メートル以上の有効残余幅員を確保し、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (3) 設置する場所は、法第44条第1項第1号から第4号まで及び第6号並びに法第45条第1項第1号に定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (6) 路線バス停留所及びタクシー乗り場の標示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は、直径0.6メートルの円形又は縦横0.6メートル以内の長方形のものであること。
- (7) 路線バス停留所の標示施設の標示板の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.3メートル以内のものであること。
- (8) 照明式の標示施設にあっては、原則として路面からの高さが3メートル以下で、幅及び厚さは0.45メートル以内のものであること。
- (9) 路線バス停留所の標示施設にバスロケーションのための感知機が付けられている場合には、そのアームの車道方向への張出しは6メートル以下とし、かつ、その下端は路面から5メートル以上とすること。
- (10) 路線バス停留所の標示施設は原則として道路の両側に対面するものでないこと。

(1) 原則として広告の類を表示するものでないこと。

7 路面電車停留場の標示施設の設置

(1) 路面電車停留場の標示施設の標示板の下端は、原則として路面から1.8メートル以上とし、その形状は直径0.6メートル以内の円形又は縦横0.6メートル以内の長方形のものであること。

(2) 路面電車停留場の標示板の標示施設の下端に時刻表又は案内図を添架する場合には、幅0.3メートル以内のものであること。

(3) 照明式の標示施設にあっては、原則として路面からの高さが3メートル以下、幅及び厚さは0.45メートル以内のものであること。

(4) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。ただし、屋外広告物条例の適用を受けるものについては、当該許可を受けたものであること。

8 路線バス停留所ベンチ等の設置

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者が設置するものであること。

(2) 原則として、歩車道の区別のある道路の歩道上に、おおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し、歩行者及び自転車通行者等の通行の照明が確保できる場所であること。

(3) 夜間において、歩行者、自転車通行者等の妨げとならないよう相当の照明が確保できる場所であること。

(4) ベンチの構造は、原則として幅0.5メートル以内、長さ2メートル以内とし、かつ、土地に定着し強固なものであること。

(5) 原則として、広告の類を表示するものでないこと。ただし、屋外広告物条例の適用を受けるものについては、当該許可を受けたものであること。

9 路線バス停留所等の上屋の設置

(1) 法敷のある道路においては、原則として法敷に支柱を設置するものであること。

(2) 支柱は、歩車道の区別のある道路の歩道上の境界又は路端寄りに、車いす利用者が無理なくすれ違ふことができ、また、最も混雑する時間帯であっても歩行者等が円滑に通行することのできる歩道の有効幅員（実質、歩行者等が通行可能な場所の幅員をいい、一般には、ベンチ、支柱、壁面のうち最も外側にあるものから歩道側端までの距離）を確保して設置するものであること。その目安は、交通量が標準的な場所では2メートル以上（自転車歩行車道では3メートル以上、自転車歩行者専用道路では4メートル以上）、交通量が多い場所では3.5メートル以上（自転車歩行車道では4メートル以上）とする。

- (3) 上屋の高さは、原則として路面から2.5メートル以上であること。
- (4) 上屋の幅は、原則として2メートル以下であること。ただし、5メートル以上の幅員を有する歩道及び駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (5) 上屋の長さは、原則として12メートル以下であること。ただし、駅前広場等の島式乗降場については、この限りでない。
- (6) 安全に通行するために必要となる車両の運転者及び歩行者の視線を妨げるものでないこと。特に、道路標識、信号機等の交通安全施設の視認性や交差点、横断歩道、道路外に出入りする地点等の見通しを妨げるものでないこと。
- (7) 上屋の色には、信号機の表示する灯火と異なる色を用いるものであること。
- (8) 上屋の近傍に視覚障害者誘導用ブロック（当該上屋へ誘導する目的で設置されたものを除く。）が設置されている場合には、それを利用する視覚障害者の通行の妨げとならないよう、当該ブロックとの間に十分な間隔が確保されるものであること。
- (9) 原則として、道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (10) 上屋の主要構造物は鋼材類を、屋根は不燃材料を用いることとし、地震、風雨、雪荷重等に対し十分安全な構造のものであること。
- (11) 上屋の主要構造物を他の部分に接続するものでないこと。
- (12) 上屋の壁面の大きさは、上下左右とも上屋本体の大きさを超えてはみ出さないこと。
- (13) 壁面の形状は、四方を壁面に囲まれ屋根を備えた一般的な建築物と同様のものとならず、あくまでバス停留所の上屋であると認められる範囲内であり、その面数は、3面を超えないこと。
- (14) 壁面の材質は、後記(16)から(21)に掲げる基準に従って設置される広告物の添加部分を除き、透明で容易に反対側を見通すことができるものであること。
- (15) 上屋壁面に広告物を添加する場合は、これにより生ずる死角からの飛び出し事故を防止するための対策が講じられていること。特に、車道と垂直方向に設置された壁面に添加する場合には、歩行者が完全にその死角に隠れることのないよう、広告物の最下部と路面との間に適当な間隔を確保するものであること。ただし、防護柵の設置その他の手段によって十分な対策が講じられる場合は、この限りではない。
- (16) 待合客の有無により停車するか通過するかを判断する必要のある一

般的な停留所にあつては、待合客の状況を確認しようとするバスの運転者の視線が広告物により妨げられないこと。

- (17) 広告の訴求対象が運転中の運転者となっていないこと。この基準の適用は、広告事業者の主観的意図により判断するのではなく、設置位置、方向、大きさ等により、外形的に見て運転者の視線が誘導され、運転しながら広告の内容を読み取ることができるようになっていないかどうかにより判断すること。ただし、バス停留所の設置場所がバスターミナル構内のように車両が徐行して通行する所、バス以外の車両の通行がない所等であるときは、実質的な危険発生のおそれがどの程度認められるかを検討の上、弾力的に運用して差し支えない。

- (18) 広告物の大きさは、上下左右とも上屋及び壁面の大きさを超えてはみ出さないこと。

なお、道路占用の許可基準では、広告物の表示面積は、1面につき2平方メートル以内に制限されている。

- (19) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐え得る堅固なものであり、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により車両や歩行者に危険を及ぼすようなものでないこと。

- (20) 広告物を見やすくするために照明を設置すること（内照式とすることを含む。）は差し支えないが、照明の方法や明るさが殊更に車両の運転者の視線を誘導し、又は妨害するものではないこと。

また、広告物の表示面が反射材料式とされていないこと。

- (21) 上記のほか、周辺の道路交通の安全と円滑を妨害する程度が大きいと認められないこと。

10 アーケードの設置

- (1) アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであることから、抑制の方針で望むこと。相当の必要があつて真にやむを得ないと認められる場合は本基準によること。

- (2) 許可申請があつたとき、又は必要があるときはあらかじめ、事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁及び消防局又は消防署長からなる連絡協議会を開催し、各機関の意見が一致した場合に限り許可すること。

- (3) アーケードは、日よけ、前よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物、その他の施設であること。

- (4) アーケードは、がんぎ又は商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものであること。

- (5) アークードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（法第2条に規定する「道路」をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものでないこと。
- (6) アークードは、都市の防火、衛生及び美観を害するようなものでないこと。
- (7) 道路の片側又は両側に設けるアークードは、(1)から(6)によるほか次によること。

ア 設置場所及び周囲の状況

- (ア) 設置場所は、歩車道の区別のある道路の歩道部分及び車両の通行を禁止している道路であること。
- (イ) 車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中にて同じ。）が11メートル未満の一般国道又は道路法第56条の規定により指定を受けた車道の幅員が9メートル未満の主要な県道若しくは市道でないこと。
- (ウ) アークードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
- (エ) 都市計画広場又は都市計画街路で、いまだ事業を完了していない場所でないこと。
- (オ) 引火性、発火性又は爆発性物件若しくは大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域、その他消防上特に危険な区域でないこと。
- (カ) 防火地域内又は準防火地域内であること。
- (キ) アークードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置になる外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であること。
- (ク) 街路樹の生育を妨げない場所であること。

イ アークードの構造

- (ア) 歩車道の区別のある道路においては、車道内又は車道部分に突き出して設けないこと。
- (イ) 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から2メートル以内又はその部分に突き出して設けないこと。ただし、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。
- (ウ) 地盤面からの高さ4.5メートル以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く、二階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面

からの高さ3メートルを下らない範囲で緩和することができる。

- (エ) アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱、主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には網入ガラスをそれぞれ用いないこと
- (オ) 階数は、1であること。
- (カ) 壁を有しないこと。
- (キ) 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。
- (ク) 木造の側面建築物に支持させないこと。
- (ケ) アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。
- (コ) 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細かいものとする。
- (サ) 側面建築物の窓等から避難の妨げとならないようにすること。
- (シ) アーケードに電気工作物を設ける場合は、木造の側面建築物と電気内に絶縁するように努めること。

ウ アーケードの屋根

- (ア) 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は、3メートル以下とすること。
- (イ) 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が車道部分に突出しないようにすること。
- (ウ) 屋根には、アーケードの延長50メートル以下ごとに、桁行0.9メートル以上を開放した切断部又は高さ0.5メートル以上を開放した桁行1.8メートル以上の断層部を設けること。ただし、屋根に火災の際溶けやすいアルミニウム等の材料を使用し、消防上支障がないと認めるときはこれを緩和することができる。
- (エ) 屋根の下面には、アーケードの延長おおむね12メートル以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前号ただし書の部分等で炎伝送のおそれがない場合は、この限りでない。
- (オ) 屋根面上、おおむね6メートルごとに火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を0.6メートル以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をするとともに、要すればすべり止め及び手すりを設けること（以下「消火足場」という。）。)
- (カ) 屋根面（消火足場で、0.8メートル以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。）の面積の5分の2以上を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根（天井を有すると

きは天井面)が4分の1以上の勾配で側面建築物に向かって下っており、その水平投影幅が3メートル以下であって、かつ、アーケードの下の排煙換気に支障がない場合においては、この限りでない。

エ アーケードの柱

- (7) 道路に設置する場合にあつては路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であつて、歩道幅員3メートル未満の場合には歩道内の車道寄りに、歩道幅員3メートル以上の場合には歩道内の車道寄りに設けることができる。
- (イ) 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等消防の用に供する施設、水利等の使用、道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路の角切り部分に設けないこと。
- (ウ) 側面建築物の非常口の直前及び両端から1メートル以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。

オ 添架物等

- (7) 恒久的な広告物等の塗装、添架又は恒久的な装飾をしないこと。ただし、アーケードの両端(切断部、断層部等を含まない。)における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構造され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
 - (イ) 電気工作物は、アーケードの軒先から0.2メートル以内又は消防用登はん設備から1メートル以内の部分、その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。
- (8) 道路の全面又は大部分を覆うアーケード

道路の全面を覆い、又は道路中心線から2メートル以内に突き出して設けるアーケードは、(1)から(7) ((7)中のア(イ)、(キ)、イ(ア)、(イ)、(ウ)及びウ(ア)を除く。)によるほか、次によるものとする。

ア 道路の幅員が4メートル以上、かつ、8メートル以下であること。

イ 側面建築物の各部分から側面建築物の前面以外の方向25メートル以内に、幅員4メートル以上の道路又は公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が50メートル以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。

ウ 側面建築物の延長おおむね50メートル以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。

エ 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火

構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火口が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

オ 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条及び第5章第1節並びに各自治体の火災予防条例の規定に適合していること。

カ 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長おおむね150メートル以下ごとに消防機関に火災を通報することのできる火災報知機が設けられていること。

キ 柱以外の構造部分の高さは地盤面から6メートル以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ4.5メートルを下らない範囲内で緩和することができる。

ク 屋根面は、断層部分又は消火足場と交さる部分を除き、その全長にわたってアーケード幅員の8分の1以上を常時開放しておくこと。

ケ アーケードを設置しようとする道路の延長50メートル以下ごとに、屋根面上に登はんで消防進入用の設備及びこれに接して消防隊用の消火栓並びにこれに接続する立管、サイアミーズコネクションを設けること。

コ 前号の設備及び各消火足場を道路の延長方向に連絡する消火足場を設けること。

サ その幅員の全部をアーケードで覆われた道路と交ささせるときは、交さる部分を開放し、又は高さ0.5メートル以上を開放した断層部とすること。

(9) 屋根が定着していないアーケードの特例

屋根に相当する部分にガラス以外の不燃材料又は防炎処理をした天幕の類を使用し、その全部を簡単に撤去することができ、かつ、容易に地上から開放できる装置をつけたアーケードで交通上支障のない場合においては、(7)中イ(エ)、ウ(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(8)中ア、ク、ケ、コは適用しない。

(10) 仮設日よけの特例

夏季仮設的に設ける日よけで、期間終了後は全部の構成材料が撤去されるものについては、(7)中ア(ア)、(ウ)、(オ)、イ(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ケ)、(コ)、(サ)、ウ(ア)、(イ)、(ウ)、エ全部及び(8)中(カ)、(コ)の規定のみを

適用する外，次によるものとする。

ア 設置期間は6月から9月までの4箇月以内であること。

イ 歩車道の区別のある道路の歩道部分のみに設けるものであること。

ウ 屋根の材料はビニール，よしず，天幕等軽量で，かつ，延焼の媒介となるおそれの少ないものであること。

エ 構造は，容易に破壊消防を行いうるような簡単なものであること。

オ 延長12メートル以下ごとに，少なくとも屋根の部分を撤去しやすいように独立の構造としたものであること。

(11) がんぎの特例

がんぎについては，(7)中ア(ア)，(イ)，(ウ)，イ(ア)，(ウ)，(エ)，(オ)，(カ)，(キ)，(ク)，(ケ)，(コ)，(サ)，(シ)，ウ(ア)，(イ)，(エ)，エ全部及びオ全部のみを適用する。ただし，地方の特殊事情によりこれらの規定の一部又は全部を適用しないことができる。

11 アーチの設置

(1) 設置する場所は，原則として車両通行が禁止されている道路又は車両の通行が少ない道路等交通の妨害とならない場所であること。ただし，公益上又は社会慣習上やむを得ないものである場合は，この限りでない。この場合においては，次の基準によること。

ア 歩車道の区別のある道路においては，原則として歩道上におおむね3メートル以上の有効残余幅員を確保して支柱を設置するものであること。

イ 歩車道の区別のない道路においては，支柱の内側の間隔が，原則として7メートル以上確保されるものであること。

(2) 設置する場所は，法第44条第1項第1号から第6号に定める道路の部分，法第45条第1項第1号及び第3号から第5号までに定める道路の部分並びにそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし，交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときはこの限りでない。

(3) 道路標識，信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(4) 原則として，道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

(5) 道路を横断する部分の下端は，路面から，4.5メートル以上のものであること。ただし，歩車道の区別のある道路の歩道上においては，2.5メートル以上のものであること。

- (6) 支柱は、その基礎の上端を路面と同じ高さとし、歩道においては歩車道の境界又は路端寄りに、歩車道の区別のない道路においては側溝の縁石の道路側又は路端寄りに設置するものであること。
- (7) アーチ支柱の見易い箇所に、設置者の住所、氏名、設置許可期間を表示するものであること。
- (8) 許可期間が満了したときは、速やかに撤去するものであること。
- (9) 屋外広告物条例の適用を受けるものについては、当該許可を受けたものであること。

12 日よけの設置

- (1) 道路に柱を立てない構造のものであること。
- (2) 原則として、日よけは歩車道の区別のある歩道上で、その下端は路面から2.5メートル以上のものであること。ただし、巻き上げ式の日よけの方丈の下端は、路面から2メートル以上のものであること。
- (3) 日よけの出幅は、原則として0.6メートル以内であること。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (5) 日よけの覆部は布類で、信号機灯火の色と異なる色を用いるものであること。
- (6) 広告の類を表示するものでないこと。

13 上空通路の設置

(1) 上空通路

ア 上空通路については、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地から問題も多いことから、設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。

イ 許可申請があったとき、又は必要があるときはあらかじめ、事務の連絡及び調整を行うため関係のある道路管理者、特定行政庁、及び消防局又は消防署長からなる連絡協議会を開催し、各機関の意見が一致した場合に限り許可すること。

ウ 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものであること。

エ 通路は、通行、防火、安全、衛生、美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのないものであること。

オ 通路は、臨時的であっても、売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供するものでないこと。

カ 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害する

ものでないこと。

また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部の採光が有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条第1項の規定に適合する場合は、これを設けることができる。

キ 通路は、消防用機械の移動、救助又は注水その他の消防活動を妨げるものでないこと。

ク 通路の規模は、常時通行する人数、運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度のものとし、その階数は一とし、その幅員は6メートル以下のものであること。

ケ 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するものでないこと。

(2) 通路の設置数及び設置場所

ア 通路は、同一建築物について1箇所とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建築基準法施行令第145条第2項第1号又は第3号に該当するもの1箇所、同項第2号に該当するもの1箇所の計2箇所とすることができる。

イ 通路は、次に掲げる場所に設けないものであること。ただし、周囲の状況等により支障がないと認めるときは、(イ)の水平距離を縮小できる。

(ア) 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所

(イ) 通路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10メートル以内の場所

(3) 通路の構造

ア 通路の防火措置は、次によるものであること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ア) 通路を設ける建築物から5メートル以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及び梁は、耐火構造のものであること。

(イ) 通路と通路を設ける建築物との間には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けるものであること。

(ウ) 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であるように適

当な措置を講ずるものであること。

(エ) 通路には、適当な排煙の措置を講ずるものであること。

イ 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ（5.5メートル程度以上）とするものであること。

ウ 通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造のものであること。

エ 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて適当な構造のものであること。

オ 通路の構造計算をする場合、積載荷重は、床、柱、大ばり又は基礎に対して1平方メートルにつき500キログラム以上とし、水平震度は0.2以上、鉛直震度は0.1以上であること。

カ 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けるものであること。

キ 通路には、適当な雨どい及び多雪地にあつては雪止めの設備を設けるものであること。

ク 通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をするものでないこと。

14 上空工作物の設置

(1) 工作物を支える柱は道路内に設置するものでないこと。

(2) 工作物の下端は、原則として路面から5メートル以上のものであること。

(3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

(4) 車両の運転者に注意を喚起するため、工作物の高さを標示した表示板を見やすい箇所に掲出するものであること。

(5) (4)の表示板は、夜間においても視認できるよう反射材を用いたものか照明装置が付けられているものであること。

(6) 落下のおそれのない堅固な構造のものであること。

(7) 広告の類を表示するものでないこと。

15 屋台、やぐら等の設置

(1) 祭礼、盆踊り等社会慣習上やむを得ないもので、一時的なものであること。

(2) 倒壊のおそれのない堅固な構造のものであること。

16 建築作業用工作物の設置

(1) 建築作業又は工事用の仮囲い、足場又は詰所等を設置する場合は、

原則として歩車道の区別のある道路では歩道上に、出幅は歩道の3分の1以内で、かつ、0.6メートル以内とし、歩車道の区別のない道路では出幅は0.6メートル以内とするものであること。ただし、作業の実施上やむを得ないと認められるものに限り1メートルまでとすることができる。

- (2) 掛出の下端の路面からの高さは、歩道のある道路では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上とするものであること。
- (3) こ道構台は、原則として歩車道の区別のある道路の歩道上に設置することとし、構台の下端の路面からの高さは3メートル以上、方丈の下端の路面からの高さは2.5メートル以上とするものであること。
- (4) こ道構台の柵下には、夜間においても視認できるよう照明施設を設けるものであること。
- (5) 車両の運転者又は歩行者に注意を喚起するため、掛出又はこ道構台の柵下には、その高さを表示した標示板を見やすい箇所に掲出するものであること。
- (6) 広告の類を表示するものでないこと。

17 立看板等の設置

- (1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 法敷のある道路においては、原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に、原則として民地側寄りに設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は、法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。ただし、交通の妨害となるおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。
- (6) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。
- (8) 原則として車両の進行方向に対面することのないよう設置するものであること。

- (9) 設置物件の見やすい箇所に、設置者の住所、氏名、設置許可期間を表示するものであること。
- (10) 許可期間が満了したときは、速やかに撤去するものであること。
- (11) 屋外広告物条例の適用を受けるものについては、当該許可を受けたものであること。

18 電柱等への添架広告物の設置

- (1) 電柱、ケーブル柱、消火栓の標識その他これに類するもの（以下、この項において「電柱等」という。）に添架する広告物の大きさは、縦1.2メートル以内、横0.45メートル以内のものであること。
- (2) 広告物の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上、側面と電柱等との間隔は0.15メートル以内のものであること。
- (3) 広告物は電柱等1本につき1個とし、その突出方向は、原則として民地側であること。ただし、歩車道の区別のない道路で民地側に余地のない場合は、この限りでない。
- (4) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

19 取り付け看板等の設置

- (1) 取り付け看板等の下端の路面からの高さは、歩車道の区別のある道路にあっては2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上のものであること。
- (2) 取り付け看板等の出幅は、原則として0.6メートル以内のものであること。
- (3) 標灯は、原則として点滅式としないほか、信号機、道路標識等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

20 横断幕の設置

- (1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであること。
- (2) 横断幕は、原則として歩道橋、高架橋等の側面に収まるものであること。
- (3) 道路標識、信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

21 飾り付けの設置

- (1) 飾り付けは、公益上又は社会慣習上やむを得ないものであって、かつ、一時的なものであり、原則として歩道上に設置するものであること。

- (2) 飾り付けは，路端又は歩道上の既設工作物に取り付けるものとし，原則としてその出幅は0.6メートル以内とし，その下端の路面からの高さは2.5メートル以上のものであること。
- (3) 道路標識，信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。

22 情報提供装置等の設置

- (1) 提供される情報が交通流に変動を及ぼすものについては，県公安委員会の行う交通管理に支障を及ぼすことのないよう措置されているものであること。
- (2) 法敷のある道路においては，原則として法敷に設置するものであること。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては，原則として歩道上におおむね1.5メートル以上の有効残余幅員を確保し，歩車道の境界に接して設置するものであること。
- (4) 歩車道の区別のない道路においては，原則としておおむね6.5メートルの有効残余幅員を確保し，側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに，側溝のない場合は路端寄りに，それぞれ設置するものであること。
- (5) 設置する場所は，法第44条第1項第1号から第6号までに定める道路の部分及びそれらに接する歩道の部分以外の場所であること。
- (6) 道路標識，信号機等の見通しが悪くなるような場所又は方法で設置するものでないこと。
- (7) 原則として，道路に接する土地の利用に支障を及ぼさない箇所に設置するものであること。

23 その他，道路上又は道路の上空若しくは地下における第2の1から22に類する工作物の設置

第1の1から22の各項に準じて審査するものとする。

第3 3号許可の審査基準

1 露店，屋台店

露店については，原則として祭礼行事等の開催時のみ許可し，屋台店については，原則として新規は認めないものとする。

なお，やむを得ず許可する際は，次に掲げる基準によること。

- (1) 社会慣習上やむを得ないものであること。
- (2) 原則として幹線道路，バス運行道路等交通頻繁な道路に出店するものでないこと。
- (3) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に，歩車道の境界又は路

端寄りに接して出店するものであること。

(4) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石寄りに側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ出店するものであること。

(5) 出店場所は、次の場所以外の場所であること。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号及び法第45条第1項第1号並びに第3号から第5号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

(6) 原則として、大きさは間口3メートル以内、奥行き1.5メートル以内、高さ2メートル以内のものであること。

2 靴修理、靴磨きの類

原則として許可しないものとする。やむを得ず許可する際は、次に掲げる基準によること。

(1) 歩車道の区別のある道路においては歩道上に、歩車道の境界又は路端に接して出店するものであること。

(2) 歩車道の区別のない道路においては、側溝のある場合は側溝の縁石の道路側寄りに、側溝のない場合は路端寄りに、それぞれ出店するものであること。

(3) 出店する場所は、次の場所以外の場所であること。ただし、社会慣習上やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

ア 交差点又は横断歩道若しくは自転車横断帯に接する歩道の部分

イ 法第44条第1項第1号から第6号及び法第45条第1項第1号並びに第3号から第5号までに定める道路の部分

ウ デパート、映画館、劇場等不特定多数の人が集まる施設の出入口付近

(4) 道路使用の範囲は、おおむね1平方メートル以内とすること。

3 商品棚、商品台、宣伝用陳列棚の類

原則として祭礼等特別な場合を除き、許可しないものとする。やむを得ず許可する際は、次に掲げる基準によること。

(1) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、原則として歩道上であること。

(2) 商店が臨時に出す商品の陳列台は、道路に固定するものでないこと。

4 その他類似行為

第3の1から3の基準を準用する。ただし、道路における自動販売機の設置については、許可しないものとする。

第4 4号許可の審査基準

1 祭礼行事等

- (1) 公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められるものであること。
- (2) 原則として幹線道路等交通の頻繁な道路において行うものでないこと。
- (3) みこし、だし等で道路を通行する場合は次によること。
 - ア 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ、適切な通行区分により通行するものであること。
 - イ 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。
 - ウ 交通の危険を防止するため、参加人員数に応じて数個の梯団ごとに間隔を適当に保つものであること。
 - エ 梯団ごとに必要な指揮統制員を配置し、梯団をその指揮に従わせるとともに、他の歩行者等への危険を防止するため、たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。
 - オ 通行止等交通規制を伴うものについては、う回路対策及び地域住民等に対する広報措置を講じるものであること。
 - カ 自主整理員は、腕章、帽子、服装、手旗等により自主整理員であることを明確にするものであること。

2 ロケーション等

- (1) 原則として、幹線道路等交通頻繁な道路において行うものでないこと。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要数の自主整理員を配置するものであること。
- (3) 照明灯、投光機等を使用する場合は、通行する車両等の運転者の目を幻惑するものでないこと。
- (4) 資器材又は機械器具等は、交通の妨害となる場所に置くものでないこと。
- (5) 道路上で、サイン行為その他人寄せとなる行為をするものでないこと。
- (6) 撮影は、他の交通の著しい支障となる方法で行うものでないこと。

3 路上競技等

- (1) 主催者が、国、地方公共団体、これらに準ずる団体等、公益性が認められる法人その他の団体であること。
- (2) 使用する道路は、競技実施に伴い交通に著しい障害を及ぼすこととなるおそれのない道路であること。この場合において、次に掲げる基

準によること。

ア 使用する道路は、幹線道路，路線バス通行道路，その他交通量の多い道路又は地域住民の日常生活の基幹となる道路でないこと。

イ 通行止め規制を実施することとなる場合にあっては，規制時間が交通の著しい障害とならない時間内であること。

ウ 原則として，対向の交通については通行止め規制を実施する必要がないものであること。ただし，やむを得ず対向の通行止め規制を実施することとなる場合には，規制時間が交通に著しい障害とならない時間内であること。

エ 一時的な通行止め規制を必要とする交差点が多数に及び，又は規制時間が長時間にわたるなど，交差する道路の交通に著しい障害となるものでないこと。

オ 通行止規制を実施することとなる場合には，う回路が確保され，かつ，当該う回路に車両が流入することにより著しく交通の障害が生じるものでないこと。

また，緊急自動車の走路が確保されているものであること。

カ 使用する道路の沿道に病院，学校，警察署，消防署その他の公共用施設が多数存在するものでないこと。

(3) 競技の内容又は実施方法が交通に著しい障害を及ぼすことのないよう，次の事項について適切に措置されているものであること。

ア 原則として，スタート，ゴール地点は道路外であること。

イ 原則として，道路に施設を設けるものでないこと。

ウ コース内の適当な地点において，遅れている参加者がある場合には，以後のレースの参加を中止させるなど，競技実施時間が長くなることのないよう措置されているものであること。

エ 競技に使用する自動車は，審判長車その他必要やむを得ない最小限のものであること。

オ 自転車ロードレースの出発地点における自転車置場は，原則として道路外であること。

カ 競技実施に伴い影響を受けることとなる地域住民，ドライバー等に対して，事前に必要な広報措置を講ずるものであること。

(4) 実施する日時は，原則として日曜日又は祝日とし，かつ，交通量の少ない時間帯であること。

(5) 競技が安全に実施されることにより，交通の障害が最小限となるよう次の事項について適切に措置されているものであること。

ア 競技を安全に実施することができるよう責任者及び必要な自主整

理員が置かれ、かつ、競技全般について責任ある総括責任者が置かれているなど、競技を主催者の責任において安全に実施することができるよう体制が整備されているものであること。

イ レース及び観客の安全を確保するため、観客の多数集まる場所にロープを張り、自主整理員を必要数配置するなど適切な措置がとられているものであること。

ウ 自転車ロードレースのコース内のカーブ箇所には、必要な保護柵や保護クッション等を配置するとともに、必要な自主整理員を配置するものであること。

エ 自転車ロードレースのコース内の道路に側溝がある場合には、原則として側溝に蓋をするものであること。

(6) 競技を実施することが、それにより生じることとなる交通の障害のおそれを上回る必要やむを得ない公益上の理由が認められるものであること。この場合、次のいずれかに該当するものは公益上の理由は認められない。

ア 主催者が当該競技により営利を得るもの

イ いわゆる賞金レースであるもの

ウ 当該競技の名称に、後援、協賛等を行う民間企業の名称を付するもの

(7) 自主整理員は、腕章、帽子、服装、手旗等により自主整理員であることを明確にするものであること。

4 集団行進等

(1) 原則として、幹線道路等交通の頻繁な道路において行うものでないこと。ただし、公益上又は社会慣習上やむを得ないと認められるものはこの限りではない。

(2) 交通の危険を防止するため、道路又は交通の状況に応じ適切な通行区分により通行するものであること。

(3) 交差点、曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には、必要な自主整理員を配置するものであること。

(4) 歩行者と車両が一体となって行進、パレード等を行うものについては、行進する歩行者に危険が生じるおそれがなく、かつ、交通の妨害にならないと認められるものであること。

(5) 車両で行進、パレード等を行うものについては、交通の危険を防止するため、参加車両数に応じて数個の梯団に区分し、かつ、梯団ごとの間隔を適当に保つものであること。

(6) 歩行による行進、パレード等については次によること。

ア ジグザグ行進，うず巻行進，おそ足行進又はことさらに立ち止まり，座り込み，若しくは道路いっばいに広がる等の交通の妨害となる行為をするものでないこと。

イ 交通の危険を防止するため，参加人員に応じて数個の梯団に区分し，かつ，梯団ごとの間隔を適当に保つものであること。

ウ 梯団ごとに必要な指揮統制員を配置し，梯団をその指揮に従わせるとともに，他の歩行者等への危険を防止するため，たすき又は腕章をつけた必要数の自主整理員を配置するものであること。

5 人寄せ等

(1) 原則として道路広場，橋詰広場その他視聴者を収容するため十分な余地のある場所で行うこととし，交差点，横断歩道，自転車横断帯の周辺，交通の頻繁な道路，その他交通の危険が生じやすい場所で行うものでないこと。

(2) 参集する視聴者が，車道上にはみ出すなどの危険が予想される場合は，必要な自主整理員を配置すること。

(3) 資器材，その他の施設は，原則として道路上に置くものでなく，かつ，道路に立看板，旗，のぼり等を設置するものでないこと。

(4) 交通の頻繁な道路，時間帯に行うものでないこと。

(5) 他の演説等その他の行事と競合し，参集する視聴者が多数に上るなどの理由により交通上の危険が生じるものでないこと。

(6) テレビ，スポット・ビジョンの放映，レーザー光線の投射については，信号機又は道路標識の見通しが悪くなるような場所又は方法で行うものでないこと。

(7) テレビ，スポット・ビジョンの放映は，参集者が著しく多数に上り，又は継続して立ち止まることにより交通の妨害を生じることがないよう，連続性，ストーリー性を持つものでないこと。

6 消防訓練等

(1) 交通の頻繁な道路，時間帯に実施するものでないこと。

(2) 資器材，機械器具等は，原則として道路上に置くものでないこと。

(3) 交差点，曲がり角等交通の危険が生じやすい場所には，必要な自主整理員の配置，安全柵の設置等交通の危険防止のための措置をとるものであること。

7 チンドンマン等

(1) 原則として交通の頻繁な道路，時間帯に実施するものでないこと。

(2) 原則として，1団の構成人数は10人以下のものであること。

(3) 旗，看板等は，横幅1メートル以内とし，かつ，1人で容易に持ち

歩きができるものであること。

- (4) 人にまとわりつき又は行く手を遮るなど、交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。

8 車両街宣等

- (1) 使用する車両は、原則として1台に限るものであること。
- (2) 道路において停車又は駐車して放送又は映写等を行うものでないこと。

9 車両装飾等

- (1) 車両等に取り付ける広告器等の装置は、車幅からはみ出るものでなく、電光式、内照式等のものにあつては、光度は300カンデラ以下で点滅又は光度が増減するものでないこと。
- (2) 車両等の側面に広告又は宣伝等のため人目を引くような文字、絵等を書いて通行する場合は、電光式又は点滅式のものではなく、かつ、図柄が走行中に変化するものでないこと。
- (3) 花電車、花自動車は、国民的慶祝行事、伝統的な記念行事等の場合に限ること。

10 寄付金募集等

- (1) 原則として、交通頻繁な道路、時間帯に実施するものでないこと。
- (2) 原則として、歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。特に、駅、地下道、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。
- (3) 原則として、寄付、署名等のための机、台、立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

11 宣伝物交付等

- (1) 宣伝物等は交付又は配布するものとし、散布するものでないこと。
- (2) 通行中の車両から散布するものでないこと。
- (3) 原則として歩車道の区別のある道路においては歩道上の車道側で、歩車道の区別のない道路においては路端で実施し、人にまとわりつき又は行く手を遮るなど交通の妨げとなるような方法、形態で行うものでないこと。

特に、駅、地下道、商店等の出入口をふさぐような行為を行うものでないこと。

- (4) 原則として、交付又は配布するために机、台、立看板、旗、のぼり等を道路上に設置するものでないこと。

別表（第5関係）

道路使用許可の期間に関する基準

種類	道路使用の分類	許可期間の基準
一 号 許 可	一般道路工事，管路埋設工事，軌道工事，地下鉄等工事， こ道橋工事，その他道路の付属物の設置工事，道路の維持 作業等 * 道路の付属物とは～ 街路樹，ロードミラー，街灯，ガードレール等をいう。 * 道路の維持作業等とは～ 道路清掃，落ち葉拾い，街路樹の剪定，植栽等をいう。	3か月以内
	架空線作業，マンホール作業，採血・測量等作業 ゴンドラ作業，搬出入等作業	1か月以内 (特例) * 電柱等建植作業～管内 一円を1か月で許可 * 移動入浴車～管内一円 を3か月で許可
二 号 許 可	○ 工作物の管理者が自ら（管理して），下記の物件を設置す る場合 石碑等，公衆電話ボックス等，電柱等，街路灯等，消火栓等， 路線バス停留所等の標示施設，路面電車停留所等標示施設， 路線バス停留所ベンチ等，上屋，アーケード，アーチ， 日よけ，上空通路，上空工作物，標灯等，取り付け看板， 建築作業用工作物，標示板その他の広告板，電柱の添加 広告物，情報提供装置等 の設置	道路管理者の占有許可期 間と同一期間 (私道については， ・電柱は10年以内 ・その他のものは3年以内 とする。)
	立看板，横断幕，飾り付け の設置	1か月以内
	舞台，やぐら の設置	7日以内
三 号 許 可	露店，屋台店，靴修理，商品の陳列台，その他類似行為 * 鹿児島市内の屋台～現存する1代に限り許可。 新規は認めない。	1か月以内 (特例) * 屋台は，2か月以内
四 号 許 可	祭礼行事等，ロケーション等， 消防訓練等（路上競技の訓練を含む。）	1か月以内
	集団行為等，寄付金募集等，宣伝物交付等，人寄せ等， チンドンマン等	7日以内
	車両装飾をしての車両街宣	車両単独によるものは， 1か月以内 車両複数によるものは， 7日以内 (パーフェクト・ルーダー 等固定式のもの，3か月 以内とする。)
	路上競技等	3日以内

別記

第1号様式（第5関係）

		交第	号
		年 月	日
(道路管理者名)	殿		
		警察署長	印
道路交通法第79条による協議書			
道路交通法第79条の規定に基づき、次のとおり協議します。			

第2号様式（第5関係）

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 1 年 保 存 (年 月 日まで) </div> <p style="text-align: center;">F N . D 3 - 1 - 2 交 第 号 年 月 日</p>
本部長 殿	署長 印
道路使用の許可の（協議）等についてのりん議書	
下記のとおり許可申請（協議）があったのでりん議する。 記	
申請者	
申請目的	
申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）
申請場所	
申請概要	
道路の状況	
交通の状況	
交通規制の状況	
その他	
署長意見	

道路使用許可申請処理簿 (号許可)

受理番号 (許可番号)	受理日	申請目的	申請期間 申請時間	申請者名 申請場所	委託可否 決 裁		委託番号 委託日	受託者 受領印	許可判断要素		条件履行状況		原状回復状況		許可日	交付日	受領者
					可	否			月	日	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			
					可				月	日	月	日	月	日			
					否				可	否	良	不良	良	不良			

第4号様式（第7関係）

	交第	号
	年 月	日
(道路管理者) 殿		
	警察署長	印
道路交通法第80条による協議の回答書		
道路交通法第80条の規定による 年 月 日付け		
第 号の協議については、次のとおり回答します。		

第5号様式（第10関係）

警察署第	号
	住所
	氏名（法人名）
道路使用許可の条件変更通知書	
年 月 日付け	第 号により許可した道路使用に
ついては、	
1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため	
2 道路における危険を防止するため	
3 交通の安全と円滑を図るため	
特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の	
条件を次のとおり変更したから通知します。	
1	_____
2	_____
3	_____
年 月 日	
	警察署長 印

注 この処分について不服があるときは、鹿児島県公安委員会に対して、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求ができます。

第 6 号様式（第10関係）

		交第	号
		年 月	日
(道路管理者)	殿		
		警察署長	印
道路使用許可の条件変更連絡書			
	年 月 日	付け 第 号	により協議を受け、
	年 月 日	交第 号	により許可した申請者 氏に
対する道路使用については、			
1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため			
2 道路における危険を防止するため			
3 交通の安全と円滑をはかるため			
特別の必要が生じたので、道路交通法第77条第4項の規定により当該許可の条件を次のとおり変更したから連絡します。			
1 _____			
2 _____			
3 _____			

第 7 号様式（第10関係）

		交第	号
		年 月	日
(道路管理者)	殿		
		警察署長	印
道路工事等協議の条件変更通知書			
	年 月 日	付け 第 号	により協議（ 年 月 日
付け	第 号	により回答）のあった道路工事（作業）については、	
1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため			
2 道路における危険を防止するため			
3 交通の安全と円滑を図るため			
特別の必要が生じたので、当該工事（作業）の施工方法を次のとおり変更されたく通知します。			
1 _____			
2 _____			
3 _____			

第8号様式（第11関係）

住所	交第 年 月 日	号
殿		
	警察署長	印
弁 明 通 知 書		
道路交通法第77条第4項の規定により、年 月 日付け許可証		
第 号の道路使用許可を 取消し 効力停止 したので、次の期日に、その弁明を		
されたく定刻までに出頭するよう、同条第6項の規定により通知します。		
1 日時	年 月 日	時 分
2 場所	警察署	課
3 取消し 効力停止 の理由		

注1 病気その他やむを得ない理由のあるときは、代理人を出頭させるか、又は出席できない理由を届けて下さい。

2 届出がなく出頭されないときは、道路使用許可の 取消し 効力停止 について異議がないものと認めます。

第9号様式（第11関係）

警察署第	号
住所	
氏名（法人名）	
道路使用許可の 取消し 効力停止 通知書	
年 月 日付け 第 号による道路使用の許可は、下記の理由により道路交通法第77条第4項の規定に基づき、年 月 日	
から 取 消 し したので通知します。	
年 月 日まで効力停止	
なお、許可証は、速やかに返納して下さい。	
取消し 効力停止 の理由	
年 月 日	
	警察署長 印

注 この処分について不服があるときは、鹿児島県公安委員会に対して、処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求ができます。

第10号様式（第11関係）

(道路管理者) 殿	交第 号 年 月 日 警察署長 印
道路使用許可の 取 消 し 効力停止 連絡書	
申請者 _____ に係る道路使用許可を，次のとおり道路交通法第77条	
第4項の規定により 取 消 し 効力停止 したいので連絡します。	
許可年月日・番号	
取消し，停止の期日	
取消し，停止の理由	
参 考 事 項	

第11号様式（第11関係）

(道路管理者) 殿	交第 号 年 月 日 警察署長 印
道路工事等協議済みの意思表示の撤回通知書	
_____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号により協議（ _____ 年 _____ 月 _____ 日付け 第 _____ 号により回答）のあった道路工事（作業）については，次のとおり撤回したので通知します。	

第 年 月 日 号

鹿児島県警察本部長 殿

鹿児島県交通安全活動推進センター
センター長 印

道路使用許可調査員任命に対する同意願書

下記の者を 警察署管内の調査員として任命したいので、ご同意
下さるよう履歴書、写真を添えてお願いします。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
所 属	

(所轄署長の意見)

上記調査員を採用することに同意します。

年 月 日

警察署長 印

道路使用許可調査員任命同意書

上記の者を調査員として任命することに同意します。

年 月 日

鹿児島県警察本部長 印

第15号様式（第17関係）

第 年 月 日
号

鹿児島県警察本部長 殿

鹿児島県交通安全活動推進センター
センター長 印

道 路 使 用 許 可 調 査 員 辞 任 届

下記の者は、調査員として任命中のところ、 年 月 日
辞任したのでお届します。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
所 属	
摘 要	

(所轄署長の意見)

上記調査員が辞任したことを確認しました。

年 月 日

警察署長 印

第16号様式（第19関係）

1 年未満保存
(年 月 日まで)

F.N. D3-1-2
交号外
年 月 日

本部長 殿

署長 印

道路使用許可取扱状況報告書

月中におけるみだしのことについては下記のとおり報告する。

1 道路交通法第77条第1項関係

区分	許可取扱件数	手数料免除件数	手数料合計額 (円)
1号許可			
2号許可			
3号許可			
4号許可			
再交付			
合計			

注：許可取扱件数には、手数料免除件数を含む。

2 道路交通法第80条協議関係

協議関係	件
------	---

3 類型別内訳

号	類 型	件 数	号	類 型	件 数	
一 号	1 一般道路工事	()	二 号	17 立看板等	()	
	2 管理埋設工事	()		18 添加広告物	()	
	3 軌道工事	()		19 取付看板等	()	
	4 地下鉄等工事	()		20 横断幕	()	
	5 こ道橋工事	()		21 飾り付け	()	
	6 架空線工事	()		22 情報提供装置	()	
	7 マンホール作業	()		23 その他の工作物	()	
	8 ゴンドラ作業	()		小 計	()	
	9 採血等作業	()		三 号	1 露店等	()
	10 搬出入等作業	()			2 靴磨き等	()
	11 その他の工事等	()			3 商品の陳列台	()
小 計	()	4 その他類似行為	()			
二 号	1 石碑等	()	小 計	()		
	2 公衆電話ボックス等	()	四 号	1 祭礼行事等	()	
	3 電柱等	()		2 ロケーション等	()	
	4 街路灯等	()		3 路上競技等	()	
	5 消火栓等	()		4 集団行進等	()	
	6 路線バス停留所等	()		5 人寄せ等	()	
	7 路面電車停留所	()		6 消防訓練等	()	
	8 ベンチ等	()		7 チンドンマン	()	
	9 上屋	()		8 車両街宣等	()	
	10 アーケード	()		9 車両装飾等	()	
	11 アーチ	()		10 寄付金募集等	()	
	12 日よけ	()		11 宣伝物交付	()	
	13 上空通路	()	小 計	()		
	14 上空工作物	()	合 計		()	
	15 舞台やぐら等	()				
	16 建築作業用工作物	()				

注 () 内は手数料免除件数～内数で記載

第17号様式（第19関係）

受 発 年 月 日	年 月 日	発信者 受信者	署長 本 部 長	取 扱
--------------	-------	------------	-------------	--------

道路使用許可現場における交通事故発生報告書

事 故 の 種 別					
発 生 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分	天候	
発 場 所	国 県 市 町 村 道 線				
道 路 の 状 況 平坦，勾配 曲直，舗装 幅員，規制等					
許 可 の 内 容	許 可 年 月 日				
	許 可 番 号				
	使 用 の 目 的				
	使 用 の 期 間				
	使 用 の 方 法				
	許 可 条 件	別添条件書（写）のとおり			
	許 申 請 者	住 所			
	現 場 責 任 者	住 所			
第 一 原 因 者	住 所				
	職 業	勤務先			
	氏 名	大，昭，平 年 月 日生（ 歳）			
	車 種	車両番号			
第 二 原 因 者	免 許	運転経験 年 月			
	住 所				
	職 業	勤務先			
	氏 名	大，昭，平 年 月 日生（ 歳）			
死 者 の 状 況	住 所	氏 名	年 齡	障 害 部 位	程 度

条 件 違 反 等 の 有 無		
	事 故 発 生 の 状 況	
現 場 略 図		
許 可 を 受 け た 者 対 する 措 置		
備 考		